

<論説>

「個人（個体）的所有」「再建」問題と
『経済学批判要綱』（二）

西 野 勉

本稿は、前稿＜「個人（個体）的所有」「再建」問題と『経済学批判要綱』（一）＞（本誌一改名前の『海南経済学』第6号）の直接の続きである。他の仕事のため中断していたが本号（第10号）から続けたい。なお、『要綱』からの引用にかんしては、前稿と同じように、次のような要領にしたがっている。

① 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』I—V（大月書店、1965年）の訳文を、原文である Karl Marx, *Grundrisse der Politischen Ökonomie*, M. E. L. Institut, Moskau, Diez Verlag, Berlin, 1953, のその箇所に照らし合わせ、適訳でないと思われるところ、明らかに誤訳と思われるところは、自訳におきかえるようにした。

② 訳語の統一という点で、Beziehung を「関連」、Verhältnis を「関係」、Zusammenhang を「関連」、Eigentum を「所有」、Aneignung を「取得」、Besitz を「占有」で統一した。

③ 引用文のあとに示した（s. p.）は、それぞれ、前掲原文のページ、高木監訳書のページである。（引用文につけた傍点は、とくにことわりないかぎり筆者がつけたものである。）

〔三〕 いわゆる「ブルジョア的所有の第二法則」＝資本制的所有の論理構造
とその「個人的所有」「再建」展望にとっての意味

前稿では、「個人的所有」「再建」展望の理解という当面の課題から『要綱』にわけに入る場合に、先ずとりあげなければならないものとして、いわゆる「人類史の三段階論」をとりあげ、その商品・貨幣論次元の歴史認識としての抽象的限界と、当面の問題にとっての積極的意味を明らかにした。当面の課題のために『要綱』から次にとりあげなければならないのは、そこで展開されている資本制所有の論理的再構成あるいは論理的に再構成されてゆく資本制所有

の重層的規定である。

資本制所有あるいは資本制的私的所有とは何か、という問題は、「個人的所有」「再建」論争の中で、所有概念や社会主義的所有とは何かという問題とともに、あらためて論議の対象となっている問題であって、その正しい把握の中に、問題の前進の一つの重要な鍵がひそんでいるため、『要綱』におけるその重層的規定の構造を正しくつかみ出しておくことは避けがたい課題である。

さて、周知の通り、『要綱』は、資本制生産の論理的再構成を商品・貨幣関係からはじめているのに照応して、資本制所有の論理的再構成も、商品・貨幣論次元での所有=「単純流通における取得法則のあらわれ」からはじめ、資本制生産の論理的再構成も完成されてゆくにつれて、それもまた完成されてゆくという方法をとっている。

したがって、我々は、前稿で明らかにした商品・貨幣論次元の歴史認識=「人類史の三段階論」の抽象的限界を想起しつつ、同じ商品・貨幣論次元の所有=「単純流通における取得法則」について、さしあたって確認しておくべき抽象性を確認し、それを基礎に、『要綱』における資本制所有の論理的再構成をあとづけ・整理してみなければならない。そこから何をくみ出すかが、「個人的所有」「再建」問題を考える場合の一つの鍵となるであろう。

(一) 商品・貨幣論次元での所有=「単純流通における取得法則のあらわれ」の論理構造とその抽象性

(1) <『経済学批判』(1958年)の原初稿の断片(ノート B' および B'')>を中心いて商品・貨幣論次元の所有=「単純流通における取得法則のあらわれ」の論理構造を簡単に整理すれば、こうであった。

先ず第一に、「単純な流通の基礎上では、もっぱらただ一つの方法しか存在せず、その方法によって、つまり新しい等価物によって、各人は、一商品の所有者になる」(S.902, P.1023), つまり、単純な流通においては、「流通を通じてだけ、したがって自己の等価物の譲渡によってだけ、他人の等価物を取得

することが出来るのである」 (S.902, P.1022) から、「譲渡と売却 (Ent- und - Veraußerung) を通じての、またそれを媒ちとして取得が根本前提である」 (S.111, P.116)。

しかし、譲渡が行われるためには、譲渡されるべき等価物（商品・貨幣）が、譲渡に先立って譲渡主体=交換主体の手に取得されていなければならぬ。すなわち「交換に先立つ商品の所有」 (S.902, P.1022) 「流通に先行する商品の取得過程」 (S.903, P.1023) =商品の「本源的取得過程」 (S.902, P.1022) が存在しなければならない。

たしかに、単純流通においては、「どのようにして彼ら（商品交換の諸主体——筆者）がこれらの諸商品の所有者になったのかは、単純流通の背後で進行し、流通がはじまる以前に消え去っている」 (S.902, P.1023) から「どのようにして彼らが私的所有者になったか、すなわち対象化された労働を取得するようになったかということは、一般に単純流通の考察に入らないように思えることからである。」 (S.903, P.1023)

しかしながら、「にもかかわらず、他方では、商品は流通の前提である。」 (ibid., 同上) つまり、「流通に先行する商品の取得過程」 (ibid., 同上) は、「流通の前提」として現実的にも論理的にも存在しなければならない。その現実の構造はここでは捨象されている。したがって論理的に、「流通の立場から」 (ibid., 同上) それは導出されなければならない。

「流通の立場から」は、「自己の等価物の譲渡によってだけ他人の等価物を取得できる」あるいは「他人の商品、したがって他人の労働は、自己の労働の譲渡によってだけ取得することができる」 (ibid., 同上) のであるから、「流通の立場からすれば、流通に先行する商品の取得過程は、必然的に労働による取得過程として現われる」 (ibid., 同上) 以外にないのである。つまり、「商品は、交換価値としてはただ対象化された労働にすぎず、しかも、それ自体交換価値の運動にすぎない流通の立場からは、他人の対象化された労働は、等価物の交換による以外には取得することのできないものであるから、実際のところ商品は、自己の労働の対象化以外にありえないのであって、したがって、こ

の後者は、實際上自然の生産物の事實上の取得過程であるように、それ (sie=自己労働の対象化)¹¹ は、法律上の所有権原として現われるのである。」(ibid., 同上)

このような論理によって、商品・貨幣論次元=単純流通の次元では、所有は、「譲渡にもとづく取得」を第一の「根本前提」としつつ、それから逆に論理的にさかのぼるかたちで「本源的取得過程」として「自己労働にもとづく取得」という第二の前提が導出される。

このような導出を行った後に、論理的にさかのぼって導出した後者を先において、次のような総括が与えられる。

「自己の労働による諸商品の取得が第一の必然性として立証されるならば、この生産物がまず交換価値として措定され、そのようなものとしてふたたび諸個人のための使用価値に転化されなければならないその社会的過程は、第二の必然性として立証される。労働による取得、すなわち労働の対象化、のちに労働の譲渡、すなわち労働の社会的形態への転化が第二の法則として現われる。流通は、自己の生産物が交換価値（貨幣）として、すなわち社会的生産物として措定され、そして社会的生産物が自己の生産物（個人的使用価値、個人的消費対象）として措定されるところの運動である。」(SS. 904—905. P. 1024) と。

以上が、商品・貨幣論次元の所有、より正確にいえば、商品・貨幣論の抽象次元が前提しうると同時に措定しうる取得法則の論理構造であった。

(2) では、後に、これを土台として、これとの対比において再構成されてゆく資本制生産の取得法則を念頭においていた上で、さしあたって確認しておかなければならぬこの「単純流通における取得法則」の抽象性は何か。

それは、大きく二つに分けられる。一つは、単純流通の次元と、資本制生産の取得様式=取得法則それ自体が展開される資本の生産過程次元と、を媒介する「貨幣の資本への転化」の次元からみての単純流通次元の抽象性、「単純流通の取得法則」の抽象性の問題である。そこでの抽象性の問題は、流通 (=交換) の領域の問題であって、「単純流通の取得法則」の「根本前提」としての

「譲渡による取得」法則が、単純流通次元から「貨幣の資本への転化」次元への論理的上向にともなってどう変化をこうむるか、という問題である。

もう一つは、前稿で留意しておいた商品・貨幣論次元の歴史認識の抽象的限界を想起することによって確認しうる商品・貨幣論次元の取得法則=「単純流通の取得法則」の抽象性の問題である。そこで問題は、商品の「本源的取得過程」に関する単純流通次元の抽象性の問題である。

① 先ず、第一の問題、「譲渡にもとづく取得」というこの原則=「譲渡にもとづく取得」法則が、「貨幣の資本への転化」次元でどう変化をこうむるか、という問題について。

(a) 『要綱』においては、「貨幣の資本への転化」の包摂する範囲は、『資本論』にくらべて未だ未整理で、労働過程論、価値増殖過程論をも含むような広い範囲にわたっているが、ここでは、『資本論』で整理された範囲、つまり、単純流通の原則にもとづきながら労働力商品化を導き出す論理次元に限定し、その論理を『要綱』にしたがって簡単に整理してみれば、こうであった。

「資本の概念を展開するためには」「すでに流通の運動において発展した交換価値から出発することが必要である」(S.170, P.179)ことをまず確認し、この「流通において発展した交換価値」の運動G—W—Gを、単純流通W—G—Wと対比しつつ検討し、次のような論理で労働力商品化を導出する。

① G—W—Gは、「単純流通にふくまれている二つの契機（購買G—W、販売W—G—筆者）を交互にとる」(S.938, P.1060)限りにおいて、それは「即時的に単純流通のうちに存在」(S.934, P.1056)しているが、しかし、この運動は、「交換価値としての貨幣の現実的な自己産出(Sichsetzen)の運動」あるいは「交換価値としての貨幣の実現の運動」(以上, S. 933, P. 1055)であって、単純流通のように使用価値を運動の目的とするのではなく、交換価値の自己維持を目的とするのであるから、それは、「そこには（単純流通には——筆者）指定されてはいない」(S.934, P.1056)。

② 単純流通に属する貨幣蓄蔵は、即的には交換価値の自立化であるが、それは「流通の中止」に他ならないのであって、それに対してG—W—Gにお

ける貨幣は、「流通において、また流通を通じて、みずからを維持し、永遠化する価値」(S. 173, P. 183)である。

④ そして、そのような「自立化した交換価値の目的規定的な運動とは、ただ致富、すなわち交換価値自身の増大しかありえない」(S. 936, P. 1058)のであって、このような「流通のなかで、流通を通じて永遠化され、増殖(倍加)される貨幣は、資本である」(S. 937, P. 1059)。だから、G—W—Gは、G—W—G'として以外に運動の目的をもちえない。

⑤ ところで、「単純流通の結果としては、資本は、まず貨幣の形態で存在する」(S. 941, P. 1064)が、しかし、次には、資本は、貨幣から商品へ、商品から貨幣へと形態転換を行ってゆくのであるから、「貨幣という形態をとるか、特殊な商品の形態をとるか」つまり「労働の対象的定在様式は、決して資本に対応しあう(*gegenüber stehen*)ものではない」(S. 942, P. 1065)。対象化された労働の種々の定在様式、形態転換によっては、貨幣は資本に転化しえない。では、その転化は何によってなされるか。

「対象化された労働にたいする唯一の対立物は、非対象的な労働であり、客体的な労働に対立しての主体的な労働である。あるいは時間的に過ぎ去った、しかし空間的に存在する労働に対立しての、時間的に現存する、生きた労働である。時間的に現存する非対象的な(したがって、まだ対象化されていない)労働としては、その労働は、力能、可能性、能力としての、生きた労働力能(*Arbeitvermögen*)として現存しうるにすぎない。自立して自己を固持する対象化された労働としての資本に対しては、生きた労働力能自体が対抗をなしうるのみであって(*nur den Gegensatz bilden können*)、だから、貨幣が資本になりうる唯一の交換は、貨幣の所有者が、生きた労働力能の所有者すなわち労働者ととりおこなう交換である」(S. 942, P. 1065)

⑥ 別の側面から言えば、資本としての貨幣が、貨幣としての貨幣でなく資本であるうるためにには、その貨幣と交換される商品の使用価値は、「過程的な交換価値の確証(*die Betätigung des prozessierenden Tauschwerts*)」すぎないものでなければならない。つまり「その消費のうちに現実的に存在する」

その「使用価値の実現」としての「使用価値の否定」が、「交換価値の自己肯定、自己確証の行為」でなければならない。しかるに、「商品の消費そのものが労働の対象化として、したがって、価値産出（Wertsetzung）として現われる」（以上S. 943, P. 1066）そういう商品は、生きた労働力能以外にはない。だから、「貨幣が資本になる第一歩は、貨幣の労働力能との交換である」（S. 944, P. 1067）。

(b) 以上のような論理構造として要約される「貨幣の資本への転化」は、単純流通次元とどう重なり合い、どうそこからふみ出しているか。

先ず両者の重なり合いの面を整理すると、第一に、労働者の側からの、自らの労働力能と貨幣との交換は、形式からいっても、目的からいっても、明らかに単純流通に属する。形式というのは、労働力能（W）—貨幣（G）—生活資料（W）というW—G—Wの運動形式のことであり、目的というのは、その交換（流通）が交換価値自体を目的としているのでなく、使用価値を目的としているということである。「資本と労働との交換では、第一の行為（労働者の側からする交換のこと——筆者）が交換であり、全く、普通の流通に属する」（S. 186, P. 197）。

第二に、資本の側からの交換も、W—G—Wに対するG—W—Gという形式、使用価値自体でなく交換価値の自己維持・自己産出を目的とする、といった形式と目的においては単純流通の場合と相異するが、貨幣という等価物を譲渡し、労働力能を商品として手に入れるという限りにおいては、「さしあたっては、単純流通に全く依存している」のであって、それは「ただ貨幣と商品との関係であり、単純流通で現われるよう、相対立する両極の形態での等価物の関係である」（以上、S. 946, P. 1069）。

では、「貨幣の資本への転化」が、単純流通に対してふみ出している面は何か。いいかえれば、目的や形式の相異を実現する根本条件として、単純流通と何がちがうのか。それは、交換される対象、交換される商品の使用価値のちがい以外に何もない。

要約した通り、対象化された労働としての貨幣が対象化された労働としての

商品と交換される限り、貨幣は資本へ転化しえない。「貨幣が資本になりうる唯一の交換」「貨幣が資本になる第一歩」は、「貨幣と生きた労働力能との交換」である。たしかに、この交換は、それ自体としては即目的に「単純流通にまったく依存し」といるが、ただ交換される対象=「ただ交換される商品の特有の使用価値によってだけ、単純流通の限界からふみ出している」(S. 946, P. 1069)のである。

(c) だから、「貨幣の資本への転化」次元でこうむる「譲渡による取得」法則の変化とは、結局、譲渡によって取得される対象の変化に帰着する。つまり、単純流通次元にあっては、譲渡される対象は、対象化された労働としての商品であり、貨幣であった。これに対し貨幣が単純流通からぬけ出して資本になりうる「唯一の交換」は、「貨幣と生きた労働力能との交換」、対象化された労働としての貨幣の譲渡にたいする生きた労働力能の譲渡である。なるほど、この交換=譲渡において、労働者の側も、資本の側も、等価物の交換=「譲渡にもとづく取得」法則にのっとっており、「譲渡にもとづく取得」法則は、その限りで形式的には何ら侵害されておらず、変化もこうむっていない。しかし、対象化された労働に対する生きた労働力能の譲渡という譲渡される対象、譲渡される商品の種類=使用価値が決定的にちがっている。この点においてのみ「単純流通の限界からふみ出している」のである。これが、「譲渡による取得」法則の単純流通次元と「貨幣の資本への転化」次元とのちがい、前者の抽象性、後者の具体性に他ならない。

② 次に、第二の問題、つまり、前稿で留意しておいた商品・貨幣論次元の歴史認識の抽象的限界を想起することによって導き出しうる商品・貨幣論次元の取得法則=「単純流通の取得法則」の抽象性の問題にうつろう。そこで問題は、譲渡に先立つ商品の取得過程、自然からの取得過程としての商品の「本源的取得過程」に関する問題である。

前稿において留意しておいた、いわゆる「人類史の三段階」歴史認識=商品・貨幣論次元の歴史認識の抽象的限界とは、次の二点であった。

その第1は、この歴史認識によれば、資本制段階以前は、一括して、人間の

社会的関連が「人格的依存関係」という形態をとる段階として括られるが、これは、資本制段階における人間の社会的関連を、その階級的内実としての資本・賃労働関係の捨象の上に、その表皮=表層としての商品・貨幣関係=「物的依存関係」形態において特徴づける特徴づけ方に規定され、それに照応したものに他ならない、ということであった。

マルクスは、『要綱』「貨幣の章」の当該箇所において、資本制段階の特徴づけを、まず人々の社会的関連が「物的依存関係」という形態をとってとり結ばれる段階という一面でとらえ、それと対比的に、資本制以前の段階を人々の社会的関連が「人格的依存関係」という形態をとっている段階として一括しているが、しかし、その場合、マルクスは、そこには、自然生的共同団体における自然生的な人格的依存関係形態と、奴隸制・農奴制などの階級的支配・隸属関係の一形態である身分制的な人格的依存関係形態との、その階級的内実からすれば異った段階区分をしなければならないものが含まれていることを語りつつ、その上で、こうした区分を捨象して、一括してそれを「人格的依存関係」形態をとる段階として特徴づけている。こうした階級的内実=支配・隸属関係の内実の捨象の上に資本制以前の段階を一括して「人格的依存関係」形態をとる段階として特徴づける抽象性は、まさに、資本制段階をその階級的内実としての資本・賃労働関係の捨象の上に、その表皮=表層としての商品・貨幣関係という抽象的一面をとりだして特徴づけたその次元=商品=貨幣論次元の抽象性に照応したものに他ならない。つまり、商品・貨幣論次元の歴史認識の抽象的限界の第1、それは、諸個人の相互依存関係における階級的内実の捨象→依存の人格的形態か物的形態かへの還元、というところにある。これが先ず第一に注意しておいたことであった。

その第2点は、そこでは階級関係の内実の捨象ということに照応し、関連して、資本制段階の歴史認識の基軸に据えられなければならない労働過程の資本制段階に独自なあり方=作業場という単位での協業・分業を原理とする「社会的労働過程」あるいは「結合労働様式」、これが捨象され、諸個人が、自然発生的な社会的分業連関のもとで私的生産を行い、その社会的連関を直接的にで

はなく、間接的に、物的形態を通してのみ実現するという形で、個人と社会とが、あるいは諸個人の社会への形成が関連づけられているという、そういう抽象性であった。

つまり、そこでは、諸個人の関連は、相互の全面依存性とその依存の物的媒介性という次元に解消されてしまって、社会的分業連関と作業場・工場内での労働連関との区別の重要な意味、したがってまた資本制生産関係確立の実在的条件となる「社会的労働過程」としての労働過程のあり方の歴史的意味、総じていえば、諸個人の相互依存の重属性の内実が捨象されてしまっていること、これが、この歴史認識の商品・貨幣論次元の歴史認識としての抽象的限界として注意した第2点であった。

以上、歴史認識にかかわって注意した商品・貨幣論次元の抽象性の二基本点は、当然のこととして商品・貨幣論次元の取得法則=単純流通の取得法則の抽象性をも直接指示してくる。

その第1は、資本制段階を特徴づけている人間の社会的関係を、その階級的内実の捨象の上に、商品・貨幣関係という物象的関係に還元するということにかかる。

階級的内実の捨象というのは、資本・賃労働の階級関係の内実を捨象して、それがとる商品・貨幣関係という物象的形態の面のみを抽象するということであった。ところで、商品・貨幣関係=物象的関係とは等価交換の関係、つまり所有関係の面でいえば「譲渡にもとづく取得」関係のことにはならない。したがって、結局、資本制段階を特徴づける人間の社会的関係について、その階級的内実の捨象→物象的依存関係形態の抽象・それへの還元、ということは、資本制取得関係についていえば、「譲渡にもとづく取得」関係のみを抽象し、それへ還元するということに他ならなかった。そして、この等価物の交換=「譲渡にもとづく取得」という「根本前提」から、交換に先立つ商品の取得=商品の「本源的取得過程」が「自己労働にもとづく取得」として現われるという関係が導出されるという論理構造になっていたのであった。

しかしながら、資本は、等価交換=「譲渡にもとづく取得」法則にのっとっ

て、労働者から労働力を商品として取得した後、その消費=他人の労働によって自然から新たな生産物を取得して後、それを流通に投じるのであるから、資本が最初の $G-W_A$ (労働力) において譲渡した等価物としての貨幣が「自己労働にもとづいて取得」されたものであったとしても、 $G-W_A \cdot W'$ (新しい生産物商品) $-G'$ における W' に着目するならば、 W' は明らかに資本が他人の労働力を消費=他人の労働によって自然から取得したものに他ならない。資本制取得とは、この限りでみても自然からの取得=「本源的取得過程」において他人の労働にもとづく取得であることは明白である。階級関係の内実の捨象とは、さしあたってこうしたことの捨象であった。

第2は、これと関連して、資本制段階を特徴づける労働過程の独自のあり方を捨象して、人間の社会的連関を社会的分業連関に還元する抽象性にかかるものである。

後に、資本制取得様式それ自体を論じるところでその意義が明白にされるが、資本制段階を特徴づける生産過程の特徴の一基本点は、資本・賃労働関係で営まれるということの他に、それまでの個人的・個別的労働過程から「社会的労働過程」に転化すること、あるいは個人的・個別的労働様式から「結合労働様式」へ転化することにある。しかし、商品・貨幣論次元では、これが捨象され、社会的分業連関のみが抽象されているために、商品の自然からの取得過程についても、資本制取得様式から、それが多人数の労働者による「社会的労働」=「結合労働」による取得であることが捨象され、個人が社会的分業連関のもとで、個別的に自己労働で自然から取得するという抽象物が現われる、ということになっているのである。

以上が、「貨幣の資本への転化」次元からみて、また前稿で注意しておいた商品・貨幣論次元の歴史認識の抽象性を想起することによって、さしあたって確認出来る「単純流通の取得法則」の抽象性である。

(二) 資本制取得法則=いわゆる「ブルジョア的所有の第二法則」の重層的把握

『要綱』は、以上に整理したような商品・貨幣論次元で現われる取得法則=

「単純流通における取得法則」を出発点として、したがってまた、それとの対比において、資本制取得法則を再構成し、特徴づけるのであるが、次にその点にすすもう。

先ず、最も一般的な次元の規定は、こうである。単純流通の取得法則に対する資本制取得法則の特質は、労働と所有との同一性に対する労働と所有の分離であり、前者の後者への転化を措定するのは、資本と労働との交換である、ということである。

要するに、資本と労働との交換において、労働者は、その労働力を「単純な、まえもって規定された交換価値」「過去の過程によって規定された交換価値」＝一定の大きさの「対象化された労働」として交換（販売）するのに対し、資本は、それを「生きた労働（労働力能……筆者）として、富の一般的生産力、富を増加させる活動（活動能力……筆者）として購入する」。つまり、労働者は、ある一定の対象化された労働としての労働力能の交換価値を手に入れるかわりに、「その創造的な力をするのである」。「彼は、労働（労働力能……筆者）を富の生産力として手ばなし、資本は、労働（労働力能……筆者）をそうしたものとしてわがものとする。だから、労働と労働の生産物との所有の分離、労働と富との分離が、この交換自体のうちに措定されている。」（以上、S. 214, P. 227）ということであろう。資本が、購入した労働力能の「創造的な力」を発揮させるのは、その消費過程としての労働過程においてであるが、資本の指揮下に、資本のもとに合体されたその過程で発揮される「創造的な力」は、資本の力、資本の生産力となるのであって、その成果＝生産物は即時に資本の所有に帰する。だから、「労働（生きた合目的的活動としての）の資本への転化は、労働が資本家に労働の生産物の所有権（およびそれに対する支配権）を与える限り、即目的に資本と労働との交換の結果である。この転化は、生産過程それ自体ではじめて措定される」（S. 215, P. 228）わけである。

この次元においては、資本制取得とは、自然からの取得において、自己労働にもとづく取得ではなく、他人の労働にもとづく取得であるという単純な規定

にとどまっており、労働と所有の分離も、労働力商品化の即目的結果としてのそうした単純な内容しか含んでいない。

ここからさらにつきすんで、『要綱』は、単純流通の取得法則との対比において、明らかに異った二つの側面から資本制取得法則のより発展した規定に到達する。

(1) 循環=蓄積視角からの資本制取得法則規定——いわゆる 「取得法則転回」論²⁾ の核心

資本制取得法則のより発展した規定の一つは、資本の循環=蓄積に視点をおいて導き出されるいわゆる「取得法則の転回」論のうちに与えられる。

若干の予備的説明の上に、その代表的叙述部分を少し長いが引用し、その核心を整理してみよう。

① マルクスは、そこで、資本家が当初=資本の第一循環のはじめに投下する「本源的資本」部分について、自己労働にもとづいて取得したものを流通に投じ、等価交換=「譲渡にもとづく取得」法則にしたがって労働力を購買すると前提した上で、その他人の労働力を消費としての生産過程=剩余価値目的の生産過程を媒介して資本の第一循環の終りに取得された剩余価値を資本化したものを受けたものを「剩余資本Ⅰ」とする。この剩余資本Ⅰは、資本の第一循環の終りにおいて、当初投下した「本源的非剩余資本」としての前貸し分の等価を補てん=回収した後にそれを超過した部分であるから、それは「交換なしに取得したところの他人労働に解消される」(S. 360, P. 391) ものである。そして、この剩余資本Ⅰが再び資本としての循環をして取得される剩余価値をさらに資本化したものを受けたものを「剩余資本Ⅱ」として、この「第二循環の終り」に出てくる剩余資本Ⅱについて、次のように「取得法則の転回」を語るわけである。

「この剩余資本Ⅱは、剩余資本Ⅰとちがった前提をもっている。剩余資本Ⅰの前提是、資本家に属し、彼によって流通に、より正確には生きた労働力をとの交換に投げ込まれた価値であった。」(S. 360, P. 392) そして、その価値が、どのようにして資本家に属するにいたったかは捨象され、「所有権は、本源的には自己の労働のうえにうちたてられたものとして現われていた。」(S. 362,

P. 393) しかし、今や、「剩余資本Ⅱの前提是、剩余資本Ⅰの存在以外の何ものでもない；すなわち、別の言葉でいえば、資本家がすでに他人の労働を交換なしに取得しているという前提以外の何ものでもない。資本家が新たに過程をくり返しあげることが出来るのは、このためである。もちろん、剩余資本Ⅱをつくり出すためには、資本家は、生活手段の形をとった剩余資本Ⅰの価値の一部を生きた労働力能と交換しなければならなかつたが、彼がこうして交換したもののは、もともと彼が自分の元本から流通にもたらした価値ではなくて、彼が何らの等価物もなしにわがものとした対象化された他人の労働である。そして、その他人の対象化された労働を、資本は、ふたたび他人の生きた労働と交換する。……中略……他人の労働の過去の取得が、いまや他人の労働の新たな取得のための単純な条件として現われる。」(S. 361, P. 392)

したがって、「剩余資本Ⅰが、対象化されている労働と生きた労働力能との間の単純な交換——それらにふくまれている労働量または労働時間によって評価されたものとしての等価物の交換の法則に立脚している交換——によって生み出された限り、そして、この交換が、法的に表現すれば、各人の自己の生産物への所有権とその自由な処分以外の何物をも前提しない限り——さらに、剩余資本Ⅰに対するⅡの関係が、それゆえこの第一の関係の帰結である限り——、我々は、次のような弁証法的転回を見る。つまり、奇妙な因果関係によって、資本の側では、所有権が他人の生産物に対する権利、或いは、他人の労働の所有権に、等価なしに他人の労働を取得する権利自体に弁証法的に転回し、労働力能の側では、所有権が彼自身の労働或いは彼自身の生産物に対して、他人の所有として振舞う義務に弁証法的に転回する。所有権は、一方では、他人の労働を取得する権利に転回し、他方では、自己の労働の生産物と自己の労働自身とを他人に属する価値として尊重する義務に転回する。所有権を法的に表現する本源的手続きとして現われていた等価物の交換は、転回して、一面では、見せかけにのみ交換が行われるということになる。それは、生きた労働力能に対して交換される資本部分が、第一に、それ自身等価なしに取得された他人の労働であるということのためであり、第二に、労働力能によって剩

余をともなって補てんされねばならないということ、つまり実際には与えられてしまうのではなく、ただ、一つの形態から他の形態へ転化されるにすぎないということのためである。したがって、交換という関係（Das Verhältnis des Austausch）は、全くなくなってしまう、あるいはたんなる仮象になる。その上、本源的には、所有権は自己労働にもとづくように見えた。今や、所有は、他人の労働にもとづく権利として現われ、労働が自己的生産物を取得することの不可能として現われる。所有と労働、いやむしろ富と労働との間の完全な分離が、いまやその同一性から出発した法則の帰結として現われる」。（SS. 361～362, PP. 392～393）

② この論理の核心的構造・内容をとらえかえせばこう整理出来るだろう。

(1) 剰余資本Ⅰは、当初前貸した「本源的資本」部分の等価を回収した後の超過分=不払い労働（剰余労働）の成果としての剰余価値の資本化したものであるから、たしかに資本家が「何らの等価物もなしにわがものとした対象化された他人の労働」である。しかし、それを取得するためには、資本家は、とにかく当初において生きた労働力能との交換に自己の等価物を譲渡しなければならなかった。しかし、剰余資本Ⅱにあっては、その前提としての生きた労働力能の取得のために譲渡される等価物は、剰余資本Ⅰすなわち「何らの等価物もなしにわがものとされた対象化された他人の労働」以外の何物でもない。だから、剰余資本Ⅱは、等価なしに取得された他人の労働（の成果）によって再び取得された他人の労働（の成果）、もっと厳密にいうと、それは、剰余資本Ⅰの等価を補てん・回収した後の剰余価値部分なのであるから、<等価なしに取得された他人の労働（の成果）によって、再び等価なしに取得された他人の労働（の成果）>、つまり<不払い労働による不払い労働の取得>を体现するものに他ならない。

(2) これを当初投下された「本源的資本」から剰余資本Ⅱへの因果関係においてみれば、出発点においては単純流通の取得法則が前提されざるをえなかつたが、それが全く内容上異った取得法則を帰結したことがわかる。つまり、出発点は、自己労働の成果の譲渡=交換によって他人の労働の成果を取得すると

いう法則から出発した。しかし、そこから今や<等価なしに取得された他人の労働（の成果）にもとづいて再び等価なしに他人の労働（の成果）を取得する>という法則が帰結されたのである。

この帰結された<不払い労働（の成果）の取得による不払い労働（の成果）の取得>という法則は、出発点の、自己労働にもとづく取得という前提をも、また、等価交換=「譲渡にもとづく取得」という前提をもすっかりくつがえし、自己労働ではなく他人の労働にもとづく取得へ——所有権の「自己労働にもとづく権利」から「他人の労働にもとづく権利」へ——、しかも不払い労働による不払い労働の取得つまり等価なし（=譲渡なし）に他人の労働を取得する取得法則へ——「見せかけのみの交換」「仮象」としての交換へ——と転回するにいたっている。「今や、所有は、他人の労働にもとづく権利として現われ、労働が自己の生産物を取得することの不可能として現われる。」これは、「奇妙な因果関係」による「弁証法的転回」というべきである。この「転回」によって帰結した取得法則、それが資本制取得法則であり、それは「所有と労働の完全な分離」として概括される。

以上、(イ)(ロ)に整理したことが、いわゆる「取得法則転回」論の核心であり、「単純流通の取得法則」に対比しての資本制取得法則の特徴づけの一つであった。

(2) 労働=生産過程視角からの資本制所有規定——発展した資本の生産過程における「資本と賃労働のあり方」としての所有論

資本制取得法則あるいは資本制所有法則のより発展した規定のもう一つは、発展した資本の生産過程における資本と賃労働との関係=あり方に視点をえた規定である。

先の場合と同様、『要綱』からその代表的叙述部分を引用し、他の箇所からそれを補足しつつその意味するところを明確にしよう。

① その代表的叙述部分というのは、これである。

「資本と賃労働とがはいり込んでゆく諸関係を、所有諸関係または所有法則として表わすためには、価値増殖過程における両側のあり方 (das Verhalten) を取得過程として表わしさえすればよい。たとえば、剩余労働が資本の剩余価

値として指定されるということは、すなわち、労働者自身が彼自身の労働の生産物を取得しないということ、つまり、生産物が彼にとっては他人の所有 (*fremdes Eigentum*) として現われるということである。逆に言えば、他人の労働が資本の所有として現われるということである。

ブルジョア的所有の第二法則、そこに第一法則が転化している——そして、それ（第一法則——筆者）は、相続権などを通じて、個々の資本家にとって無常な偶然的出来事から独立した存在をつづけている——のだが、この第二の法則は、第一の法則と全く同じように法則としてうち建てられる。第一の法則は、労働と所有との同一性であり、第二の法則は、否定された所有としての労働 (*die Arbeit als negiertes Eigentum*)、または、他人の労働の他人性の否定としての所有 (*das Eigentum als Negation der Fremdheit der fremden Arbeit*) である。

事実、資本の生産過程において、より進んだ説明の際に、同じことがもっと一層明らかにされるように、労働は、一つの総体性——諸労働の結合体 (*eine Kombination von Arbeiten*) ——であり、その総体性としての全体労働は、個々バラバラの労働者の作業 (*das Werk des einzelnen Arbeiters*) ではなく、種々の労働者達の作業が協力しあっているのであって、しかも、そのことは彼等が結合されている限り成り立っているにすぎないので、彼等は、相互に結合者としては関係し合っていないということ、そういうことのために、その総体性の個々の構成部分は、その総体性から疎遠なのである。彼等の結合体においても、同じように、この労働は、一つの他人の意志および一つの他人の知能に隸属し、それに指揮される——その労働の精神的統一を自分の外部に持っているのであるが、それは、ちょうど、その労働がその物質的統一において、機械、すなわち固定資本の対象的統一 (*die gegenständliche Einheit*) のものとあるのと同じである。固定資本は、魂を与えられた怪物として科学的思想を客体化し、事実上その総括体であり、決して個々の労働者には用具として関係せず、むしろ反対に、個々の労働者が、魂を与えられた精密体、生きた孤立化したその付属物として存在しているのである。

だから、その結合労働は、二側面から即目的な結合である；それは、協働する (*zusammenarbeitend*) 諸個人相互の関連としての結合でもなく、彼等の特殊なまたは個別的機能に関してあれ、労働用具に関してあれ、それらへの彼等の干渉行為としての結合でもない。したがって、労働者が彼の労働の生産物に対して他人のものとして関係する場合は、その結合労働に対する彼の関係行為 (*sein Verhalten*) も、同じ程度に他人のものとしてのそれであって、それは、アダム・スミスなどによって、煩勞とか犠牲などとして把握されたところの、たしかに彼のものでありながら、彼にとって疎遠な、強制された生命発現としての、彼自身の労働に対する関係のようなものである。

労働それ自体は、その生産物と同じように、特殊な、個々別々の労働者 (*vereinzelter Arbeiter*) の労働としては、否定されている。否定された個別の労働は、今や、実際上、措定された共同労働または結合労働 (*die ponierte³ gemeinschaftliche order kombinierte Arbeit*) である。だが、そのように措定された共同労働または結合労働 (*die gestzte gemeinschaftliche order kombinierte Arbeit*) ——活動としても、物体として静止的形態へ移行したものとしても——は、同時に、直接的には、現実に存在する個々の労働には他者として、——他人の主体性（資本の主体性）としてと同じく他人の客体性（他人の所有）として、——措定される。したがって、資本は、労働をも、労働の生産物をも、個々別々の労働者の否定された個別の労働、否定された個別的所有として (*als negierte vereinzelte Arbeit und daher Eigentum des vereinzelten Arbeiters*) 代表する。」 (SS. 373—374, PP. 405~406)⁴⁾

② この引用の冒頭において、マルクスは、所有関係ということについて、きわめて重要な視角を提示している。それは、資本制所有関係あるいは資本制所有法則を把握するということは、価値増殖過程=資本の生産過程における資本・賃労働関係のあり方を取得過程として把握することに他ならない、とのべていることである。

この視角から、この引用の前段は、資本制生産を剩余価値生産としての側面だけでえた場合の資本制的所有関係=法則を、後段は、資本制生産の「より

進んだ説明」、すなわち、機械制大工業のもとでもっとも完全な発展をとげる資本制段階に独自な生産様式にもとづいた資本制生産の説明＝資本制生産の理論的再構成のより高い次元での説明の場合に「より一層明らかに」なる資本制所有関係＝法則の内容を語っているものといってよい。

(イ) 前段つまり「事実、資本の生産過程において、より進んだ説明の際に……」の前までは、要するに、資本制生産＝「剩余労働が剩余価値として指定される」生産のもとでは、「労働者が彼自身の労働の生産物を取得しない」で、資本によってそれが取得されるということ、つまり、労働者にとっては、彼の「生産物が他人の所有として現われる」＝「否定された所有としての労働」、資本にとっては、「他人の労働が資本の所有として現われる」＝「他人の労働の他人性の否定としての所有」、という所有関係＝「ブルジョア的所有の第二法則」がうち立てられていることがまず語られている。これは、資本が、労働力を商品として購入し、その消費過程として資本の生産過程が行われ、剩余労働が剩余価値に結晶するという前提だけで十分いえることであった。

(ロ) しかし、後段つまり資本制生産過程の「より進んだ説明」＝資本制生産の理論的再構成の「より進んだ」次元に立った場合の説明では、この「ブルジョア的所有の第二法則」＝資本制所有法則の中味は「もっと一層明らかにされる」。

資本制生産過程の「より進んだ説明」とは、どういう次元、どういう内容かについて、『要綱』にそくして補足しておけばこうである。

『要綱』は、すでに、「資本と労働との交換」を論じたところで、資本制生産の発展とともに労働の抽象的労働化が進むことをのべて、資本制生産関係が「真実なものになる」のは、資本制段階に独自な生産様式の発展によってであることを次のようにはっきりのべていた。すなわち、「生産関係、範疇——ここでは資本と労働——の特殊規定性は、特殊な物質的生産様式の発展と産業諸力の発展の特殊な段階とともに、はじめて真実なものになる」(S. 204, P. 217)と。そして、その資本制生産関係を「真実なもの」にする「特殊な物質的生産様式」＝資本制生産関係確立の生産力的基礎としての資本制段階に独自な

生産様式⁵⁾の確立は、結局、労働手段が手道具から機械へ、機械体系へ発展することによって終局的になし遂げられるものであることを、『要綱』は、その固定資本論のところで明らかにしている。そこでの展開は、先の引用の後段の積極的展開となっているので、簡単な引用をまじえつつ要点を摘出しておくことにしたい。

マルクスは、そこで「資本の完全な発展」は、労働手段が「機械として登場するとき」であり、「資本は、そのときははじめてそれに照應した生産様式を指定」すること(以上、SS. 586~587, P. 647)を、大略次のように展開している。

第1に、「資本概念にある対象化された労働による生きた労働の取得」=資本による「生きた労働の自己のもとへの積極的包摶 (aktive Subsumtion)」が、「機械装置に立脚する生産では、生産過程それ自体の性格として、その素材的要素と素材的運動とからもまた指定されている」のであって、そこでは、「生産過程は、すでに労働が労働過程を支配する統一としてこの過程に干与するという意味での労働過程ではなくって」おり、むしろ個々の労働は、機械体系のもとに「分散され、包摶され」て「体系の一手足」となっているのであって、全体の「この体系の統一は、生きた労働者のうちにではなく、生きた(活動する)機械装置のうちに存在する」(SS. 584~585, PP. 645~646)。

第2に、機械装置は、「伝来の労働手段の歴史的改造」=「社会の科学、生産力一般の蓄積」の成果であって、その資本充用は、「社会的頭脳の一般的生産力である知識と熟練」が「労働に対立して資本に吸収され」ることに結果する(S. 586, PP. 646~647)。

第3に、そして、それは、労働過程の「単純な労働過程から科学的過程への転化」を促すことによって、「直接的労働」の「量的縮少」「従属的契機」への転化をもたらすと同時に、その「直接的労働」のあり方について「共同労働」「社会的労働」としてのあり方を決定づける——「個々の労働は、そのものとしては一般に生産的なものとして現われなくなり、むしろ、自然の暴力を自分に従属させている共同的な諸労働としてのみ生産的である」(S. 588, P. 648)ということになる——のであるが、その労働の組織化が「資本の属性」として

現われるのであるから、この「直接的労働の社会的労働への高揚」は、「資本において代表され、集中される共同性に対しての個々の労働者の無力性への萎縮として現われる」（S. 588, PP. 648～649）ということになる。⁶⁾

こうした内容が語られている固定資本論を念頭におき、それを照合しながら、先の引用の「ブルジョア的所有の第二法則」＝資本制所有法則のより進んだ中味を整理すればこうなろう。

(a) 「資本の完全な発展」＝資本制生産関係の形式的でなく実質的確立＝資本のもとへの労働の「積極的包摶」の完成は、機械制大工業のもとで達成される。そして、機械制大工業という「資本に照応した生産様式」のもとでは、労働は、「個々バラバラの作業でなく」多人数の協業と分業による「共同労働」＝「結合労働」としての「一つの総体性」＝「結合体」においてのみ機能しうる。ところが、この「共同労働」「結合労働」を組織し、生産手段に結合し、その労働＝生産過程を指揮・管理する機能、つまり労働＝生産過程の「精神的統一」は、労働主体の側にあるのではなく——「彼らは相互に結合者として関係しあっていない」のであって——、その「外部」に、資本の手に集中されている。

(b) そして、この労働の「精神的統一」の物質的条件が、機械という労働手段＝固定資本なのである。つまり、資本による「共同労働」「結合労働」の「精神的統一」は、機械によるその「物質的統一」＝「対象的統一」にもとづいているのである。全体の「体系の統一は、生きた労働のうちにではなく、生きた（活動する）機械装置のうちに存在する」のであって、労働者は「生きた孤立化したその付属物」となる。

(c) したがって、このような機械をその物質的手段として組織される資本の生産過程での「共同労働」「結合労働」は、その結合が労働者自身の自主的・能動的「協働」でも「干渉行為」としての結合でもない以上、労働者は、それに対して「他人のもの（ein fremde）」として「関係行為」するだけであって、そのことが、その「共同労働」「結合労働」の成果＝生産物に対しても「他人のもの」という関係に立つことに帰結しているのである。

つまり、「労働者が彼の労働の生産物に対して他人のものとして関係する」

その程度と、「結合労働に対する彼の関係行為」において「他人のものとして」振舞う程度とは、「同じ程度」つまり両者は、照応・比例しているのである。

(d) こうした意味において、発展した資本制生産のもとにおいては、労働者の労働は、「個々独立の労働としては否定されている」のであって、この「否定された個別的労働」＝「実際上」の「指定された共同労働あるいは結合労働」は、その「活動として」「他人の主体性（資本の主体性）」＝資本の生産活動となるのと「同じく」、「物体として静止的形態に移行したものとしても」「他人の客体性（他人の所有）」＝資本による取得になるのである。そういう意味で、資本は、「個々独立の労働者の否定された個別的労働」と、その帰結としての「否定された個別的所有」とを「代表する」のである。

先の引用の中味は、以上のように整理出来るであろう。ここには、資本制所有関係あるいは資本制所有法則把握における二つの重要な視点がうた出されていることを銘記しておかなければならない。その一つは、資本制所有関係あるいは資本制所有法則というのは、資本の生産過程における資本・賃労働のあり方とのかかわりでさえられなければならないという視点であり、さらにもう一つは、その場合、資本・賃労働関係が「真実なものになる」のは、資本制段階に独自な生産様式の発展によってであり、そして、それは機械制大工業において完成されるものである以上、機械制大工業における資本の生産過程にみられる資本の労働支配＝資本のもとへの労働の実質的包摂の構造・あり方＝資本・賃労働のあり方をもって、はじめて成熟した資本制所有関係が明らかにされうるのだという視点である。

(3) 小 括

以上、商品・貨幣論次元の取得法則を出発点に、それと対比的に再構成された資本制取得法則あるいは資本制所有関係＝法則の二つの側面からの規定またはアプローチを整理してきた。このたどりついた地点にたって、この二つの規定の仕方またはアプローチの仕方の関係について若干の考察を加えて、その「個人的所有」「再建」展望とのかかわりを示すことによってまとめとした

い。

先ず二つの規定・アプローチの間の関係についてであるが、第一に、すでに若干の指摘も行い、誰にも明白なことは、前者が、資本の出発点が前提した「単純流通の取得法則」に対し、その第一循環に終りに出てくる剩余価値の資本化したもの=剩余資本Ⅰを対比し、さらにこの両者に対して、剩余資本Ⅰの循環=第二循環の終りに出てくる剩余資本Ⅱを対比するというように、資本の生産過程それ自体の内部における資本・賃労働のあり方に視点を注ぐよりも、生産過程の結果の累積つまり不払い労働の成果の取得=剩余価値取得の累積結果に視点を注いでいること、そして、これに対し、後者は、資本の生産過程それ自体の内部における資本・賃労働関係のあり方に視点を注ぎ、それを所有関係という側面から把えるという把握方法をとっているということである。

のことと関連して注意しておかなければならないことは、次の点である。

それは、こういうことである。

つまり、前者の場合の、剩余資本Ⅱに体现されている<他人の不払い労働にもとづく他人の不払い労働の取得>という資本制取得の特徴づけには、資本制生産について、労働力商品の購買→その消費過程としての他人の不払い労働の搾取=剩余価値生産という一般的規定の次元を必要とするだけであったということである。それには、資本制生産についての「より進んだ説明」は必ずしも必要とはされなかったということである。なぜならば、それは、資本の第一循環で剩余価値が生産・取得され、その剩余価値を資本化した第二循環で再び剩余価値が生産・取得されるということによって導き出されうるものだからである。それが目を注いでいるのは、剩余価値にもとづく剩余価値生産ということであった。

これに対し、後者は、生産についての「より進んだ説明」、資本・賃労働関係が「真実なものになる」段階の資本の生産過程、論理的にいえば、生産様式を与えられたものとして前提し、価値増殖過程=剩余価値生産という規定性でのみ特徴づけられた資本の生産過程の次元でなく、多人数の労働者の結合労働という「資本に照應した生産様式」を内蔵した資本の生産過程の次元に立つ

て、その生産過程＝剩余価値の生産過程の内部における資本・賃労働のあり方に視点を注いだものだということである。

『要綱』の展開において、先に前者が展開され、後になって後者が展開されるという展開順序になっているのは、前者が資本制生産について剩余価値生産という一般的規定で十分語りうるのに対し、後者は、資本制生産過程の「より進んだ説明」を必要とし、その「より進んだ説明」は、固定資本論でなされるという順序になっていたためといってよい。

第三に、このことは、本稿の前段で明らかにしておいた「単純流通の取得法則」とのかかわりでいえば、次のように言うことが出来よう。

前段で、私は、単純流通の取得法則についてその論理構造を明らかにして後、「さしあたって」ということでその抽象性を大きく二つにわけて指摘しておいた。一つは、「譲渡にもとづく取得」法則が、「貨幣の資本への転化」においてこうむる変化についてであり、もう一つは、前稿で指摘しておいた商品・貨幣論次元の歴史認識=いわゆる「人類史の三段階認識」の抽象性から直接指示されてくる商品の「本源的取得過程」についてのそれであった。この後者において、私は、商品の「本源的取得過程」=自然からの取得過程について、単純流通次元というのは、①階級的内実を捨象=他人の労働にもとづく取得の捨象であるとともに、②「社会的労働過程」=「結合労働様式」にもとづく取得であることの捨象である、ということを指摘しておいた。

それとのかかわりでいうならば、この資本制取得法則あるいは資本制所有関係=法則についてのアプローチの前者は、この①、つまり階級的内実=他人の労働にもとづく取得という面を導入し、そのくり返し=循環がもたらす帰結に着目したものなのに対し、後者は、他人の労働にもとづく取得であることの上に、さらに、この②、他人の「社会的労働」「結合労働」にもとづく取得なのだという面を導入し、その取得過程における資本の労働支配=資本・賃労働のあり方を、したがって取得過程内部における資本所有指定の構造に着目したもの、といってよいであろう。

ところで、今のべた第二、第三点のことは、『資本論』の構成からいえば、

絶対的剩余価値の生産次元だけふまえたものか、相対的剩余価値の生産次元をもふまえたものか、資本のもとへの労働の「形式的包摂」の次元だけか「実質的包摂」の次元もふまえているか、という問題であるといってよいが、その点からいえば、資本制取得法則あるいは資本制所有関係＝法則について、形式的でなく実質的な内容把握をするためには、資本制生産関係が「真実なものになる」次元、資本のもとへの労働の「実質的包摂」の次元、総じていえば相対的剩余価値の生産次元をふまえなければならないことはいうまでもないであろう。

したがって、後者のアプローチをふまえなければ、資本制取得・所有というものの実質的内容規定は出来ないものといってよい。そういう意味において、後者の、つまり発展した資本の生産過程における資本と賃労働のあり方に視点を注いだ資本制所有論の重要性を指摘しておかなければならないであろう。

『資本論』では、第Ⅰ部・「第7篇 資本の蓄積過程」の第22章第1節の内容の一部として、この『要綱』の「取得法則転回」論のほぼ同じ内容が再現されているが、⁷⁾ その場合は、すでに、その前段階の第4編において、発展した資本の生産過程が、つまり「資本に照應した生産様式」＝独自的・資本制的生産様式を内蔵した資本の生産過程が、したがって、資本のもとへの労働の「実質的包摂」が、機械制大工業のもとでの「資本の完全な発展」が、そこで労働の「精神的統一」の資本への完全な集中＝「個々の労働者の無力性への萎縮」が、総じていえば、資本の生産過程内部における成熟・完成した資本・賃労働関係が、したがって所有関係の形式的でなく実質的内容が展開されていることが銘記されなければならない。「取得法則転回」論も、これをふまえなければ、資本制取得・所有の形式的規定を脱することが出来ないことは見てきた通りである。

資本制取得様式あるいは資本制的私的所有の否定の後に展望される「個人的・所有」の「再建」も、資本制取得様式・資本制的私的所有にかんするこうした視点にもとづく把握によって、その意味するところが明らかになるというのが、私の提起したことがらであった。⁸⁾ それは、一言にして言えば、こうした

視点からの資本制所有関係の把握によって、「個人的所持」「再建」問題についても、たんに生産手段の所有か消費手段の所有かといった問題としてではなく、まさに問題の核心を、資本の手に集中された労働の「精神的統一」をいかに「個々の労働者」のものとして「再建」するかという点に正しく求めることができるようになる、ということである。

註

- 1) この *sie* を高木監訳では、*die Ware* のこととして「商品」と訳出して いるが、これは明らかに誤りである。文法上から言っても、この *sie* は、*ersch eint sie ebenso*……の先行従属文 *wie die letzte*……*ist* の *die letzte* のことと 把えるのが普通であろう。この *die letzte* が *Vergegenständlichung der eignen Arbeit* を指すことは文法上動かしがたい。内容上から言っても、「流通の立場」からは、他人の対象化された労働を取得するための等価物の取得は、自己労働の対象化以外にありえないことをのべ、この自己労働の対象化というの は、労働の対象化=自然加工=自然からの生産物の取得に他ならないのであるから、自己労働の対象化ということが「法律上の所有権原」として現われることになるのだということをのべているところなのである。
- 2) 高木監訳書では、「領有法則の転回」と訳され、一般にも「領有法則転回」論といいならわすむきが多いようであるが、ここにいう「領有は」、*Aneign ung* であるから、当初に示した訳語の統一に従って、それを「取得」とした。
- 3) これは、*gesetzte* を誤記または訛写したものではないかと思われる。なぜなら、すぐ下の行で全く同じことを表わすのに *gesetzte* が使われていることをみてもわかる。
- 4) 以上の引用の訳は、高木監訳とかなり異ならざるをえなかった。とくに、「資本の生産過程のより進んだ説明の際に……中略……、その総体性から疎遠な るのである。」の部分は、高木監訳ではきわめてわかりにくい訳文となっており、個々の訳語としても不適切なものがあるので原文の意味が通じなくなっている。
- 5) 『資本論』では、「独自に資本制的な生産様式」あるいは「独自的・資本 制的生産様式」と表現されるものであることはいうまでもない。
- 6) 『要綱』「固定資本」論における以上のような展開内容は、要するに資本 による労働の「形式的包摶」に対しての「実在的包摶」あるいは「実質的包摶」 が、機械製大工業において完成されることをのべたものであるが、それは、『資 本論』では、「相対的剩余価値の生産」の篇で、その後の研究をふまえて、より内

容豊かに、より整理された形で展開されることになる。『資本論』におけるその内容をふまえて資本制所有の意味を考え、それとのかかわりで「個人的・所有」「再建」問題をとらえかえさなければならないというのが私の主張の一内容であった（拙稿「資本の直接的生産過程と『個人（個体）的所有』『再建』問題」高知大学経済学会『海南経済学』第5号1977年3月）。

7) ただし、フランス語版では、まさにこの部分（『マルクス・エンゲルス全集』23b、大月書店、1965年刊の759ページ、本文12行目から760ページ末尾まで）が削除されている。そのことは、マルクスがどちらかというとこの部分の算術的論理内容とやや大げさな「弁証法的転回」なる表現に不適当なものを感じていたことを推測させるものである。フランス語版で削除されている部分が、私が本稿で引用した『要綱』の「取得法則転回」論部分の後半とほとんど同じ内容であることを示すために、その削除部分を次に示しておきたい。

「追加資本第一号になる剩余価値が、原資本の一部分による労働力の買い入れの結果だったかぎりでは、すなわち、商品交換の諸法則に一致した買い入れ、また法律的に見れば、労働者の側には彼自身の諸能力の自由な处分権、貨幣または商品の所有者の側には彼のもつ価値の自由な处分権のほかにはなにも前提しない買い入れの結果だったかぎりでは、また、追加資本第二号以下がただ単に追加資本第一号の結果であり、したがってあの最初の関係の帰結であるかぎりでは、さらにまた一つ一つ取引が引き続き商品交換の法則に一致し、資本家はつねに労働力を買い、労働者はつねにそれを売り、しかも、われわれが仮定したいと思うように、労働力の現実の価値どおりに売買するかぎりでは、明らかに、商品生産と商品流通ともとづく取得の法則または私有の法則は、この法則自身の、内的な、不可避的な弁証法によって、その正反対物に一変するのである。最初の売買として現われた等価物どうしの交換は、一変して、ただ外観的に交換が行なわれるだけになる。なぜならば、第一に、労働力と交換される資本部分そのものが、等価なしで取得された他人の労働生産物の一部分にほかならないからであり、第二には、この資本部分は、その生産者である労働者によって、ただ補填されるだけではなく、新しい剩余を伴って補填されなければならないからである。こうして、資本家と労働者とのあいだの交換という関係はただ流通過程に属する外観でしかなくなり、内容そのものとは無関係でただ内容を不可解にするだけの單なる形式になるのである。労働力の不断の売買は形式である。内容は、資本家が、絶えず等価なしで取得するすでに对象化されている他人労働の一部分を、絶えず繰り返しそれよりも多量の生きている他人労働と取り替えるということである。最初は、所有権は自分の労働にもとづくものとしてわれわれの前に現われた。少なくとも、このような仮定が認められなければならなかった。なぜならば、ただ同様

の商品所持者が相対するだけであり、他人の商品を取得するための手段はただ自分の商品を手放すことだけであり、そして自分の商品はただ労働によってつくりだされうるだけだからである。所有は、今では、資本家の側では他人の不払労働またはその生産物を取得する権利として現われ、労働者の側では彼自身の生産物を取得することの不可能として現われる。所有と労働との分離は、外観上両者の同一性から出発した一法則の必然的な帰結になるのである。²³

23 他人の労働生産物の資本家による所有は、「逆に各労働者による自分の労働の生産物の排他的所有権をその根本原理とした取得の法則の厳密な帰結なのである。」(シェルビュリエ『富か貧か』、パリ、1841年、54ページ。だが、そこでこの弁証法的な反転が正しく説明されてはいない。)

8) 註5) に前掲の拙稿および本稿冒頭に示した本稿の直接的前提をなす前稿を見られたい。